

吉賀町緊急中小企業者等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する吉賀町緊急中小企業者等事業継続支援金（以下「支援金」という。）については、吉賀町補助金等交付規則（平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(目的等)

第2条 町は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大により影響を受ける町内中小企業者の業績悪化を緩和し、事業の継続を図ることを目的とする。

(支援金の交付の対象等)

第3条 支援金の交付の対象、減少率及び交付の限度額は、別表のとおりとする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「支援金交付対象者」という。）が規則第4条の規定により提出する申請書は、吉賀町緊急中小企業者等事業継続支援金交付申請書（様式第1号）とし、町長が定める日までに提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、規則第5条の規定により支援金の交付を決定したときは、吉賀町緊急中小企業者等事業継続支援金交付決定通知書（様式第2号）により支援金交付対象者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第6条 支援金交付対象者は、支援金の支払を受けようとするときは、吉賀町緊急中小企業者等事業継続支援金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 支援金交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (3) その他町長が支援金の交付が不適當であると認めたとき。

(支援金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、支援金交付対象者に対し支援金の返還を求めることができる。

(支援金の経理等)

第9条 支援金交付対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠

書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(適用除外)

第10条 この要綱の規定による処分については、規則第4条第2項第3号及び第15条第1項第6号の規定は適用しない。

(別表)

交付の対象	交付の対象期間及び対象事業者	減少率	交付の限度額
<p>(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業者は除く。）で町内に主たる事務所又は事業所を有し、次のいずれにも該当する者。</p> <p>ア 雇用の維持や事業継続のための意思を有していること。</p> <p>イ 通年の稼働日数が半月以上の事業者であること。</p> <p>(2) 前号以外の農林業者で、個人にあっては町内に住所を、個人以外にあっては町内に主たる事務所又は事業所を有し、次のいずれにも該当する者。</p> <p>ア 雇用の維持や事業継続のための意思を有していること。</p> <p>イ 令和3年度の農業又は林業収入金額が全体の収入金額の50%以上を占めていること。</p> <p>ウ 確定申告に係る所得税青色申告をしていること。</p> <p>(3) その他町長が認める者。</p>	令和4年5月から8月のいずれか1月間（以下「対象月」という。）の売上が	10%以上20%未満	100,000円以内（1,000円未満切り捨て）
	平成31年から令和3年の同月（以下「基準月」という。）	20%以上30%未満	200,000円以内（1,000円未満切り捨て）
	に比して10%以上減少している者。ただし、業態の変換により単純に対象月と基準月を比較することが適当でない事業者及び創業1年未満の事業者は、明らかに感染症を事由として売上が減少している場合、対象月と個人事業の開業・廃業届出書または法人設立届出書を出した翌月から令和4年3月31日までの平均売上が比較すること。	30%以上	300,000円以内（1,000円未満切り捨て）

注1) 上表の交付の対象の各号に複数該当する事業者は各事業の売上を合算した金額で比較すること。

注2) 交付の限度額は、基準月の売上から対象月の売上を減じた額とすること。